

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月9日

佐賀県知事 山 口 祥 義

◎佐賀県条例第9号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～110 略					1～110 略				
111 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条及び歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付	歯科技工士国家試験合格証明書の交付を受ける者	歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料	3,000円	交付申請のとき	111 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第16条の規定に基づく歯科技工士国家試験合格証明書の交付	歯科技工士国家試験合格証明書の交付を受ける者	歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料	3,000円	交付申請のとき
112 歯科技工法の一部を改	歯科技工士国家試	歯科技工士国	36,000円	受験申込みの	112 削除				

改正前					改正後				
正する法律附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士国家試験の実施	験を受けようとする者	家試験手数料		とき					
113～187 略					113～187 略				
187の2 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査（次号に掲げるも	医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査を申請する者	医薬品又は医薬部外品製造管理及び品質管理方法基準に係る調査申請手数料	(1) 医薬品製造区分（無菌） <u>47,200円</u> (2) 医薬品製造区分（一般） <u>32,500円</u> (3) 医薬品製造区分（包装等） <u>15,200円</u> (4) 医薬部外品製造区分（無菌） <u>47,200円</u> (5) 医薬部外品製造区分（一般） <u>32,500円</u> (6) 医薬部外品製造区分（	調査申請のとき	187の2 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査（次号に掲げるも	医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査を申請する者	医薬品又は医薬部外品製造管理及び品質管理方法基準に係る調査申請手数料	(1) 医薬品製造区分（無菌） <u>70,500円</u> (2) 医薬品製造区分（一般） <u>52,900円</u> (3) 医薬品製造区分（包装等） <u>23,900円</u> (4) 医薬部外品製造区分（無菌） <u>70,500円</u> (5) 医薬部外品製造区分（一般） <u>52,900円</u> (6) 医薬部外品製造区分（	調査申請のとき

改正前					改正後				
のを除く。以下この号において同じ。)			包装等) 15,200円 (7) 医薬品又は医薬部外品の試験検査のみに係る調査 15,200円		のを除く。以下この号において同じ。)			包装等) 23,900円 (7) 医薬品又は医薬部外品の試験検査のみに係る調査 23,900円	
187の3 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査を申請する者	医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査を申請する者	医薬品又は医薬部外品製造管理及び品質管理方法基準に係る定期調査申請手数料	(1) 医薬品製造区分(無菌) <u>100,500円</u> (調査品目の数が2以上である場合は、 <u>100,500円</u> と調査品目の数から1を減じた数に2,000円を乗じて得た額との合計額) (2) 医薬品製造区分(一般) <u>70,600円</u> (調査品目の数が2以上である場合は、 <u>70,600円</u> と調	調査申請のとき	187の3 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査を申請する者	医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査を申請する者	医薬品又は医薬部外品製造管理及び品質管理方法基準に係る定期調査申請手数料	(1) 医薬品製造区分(無菌) <u>126,600円</u> (調査品目の数が2以上である場合は、 <u>126,600円</u> と調査品目の数から1を減じた数に2,000円を乗じて得た額との合計額) (2) 医薬品製造区分(一般) <u>96,000円</u> (調査品目の数が2以上である場合は、 <u>96,000円</u> と調	調査申請のとき

改正前				改正後			
			<p>査品目の数から1を減じた数に1,000円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>(3) 医薬品製造区分(包装等) <u>30,600</u>円(調査品目の数が2以上である場合は、30,600円と調査品目の数から1を減じた数に500円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>(4) 医薬部外品製造区分(無菌) <u>100,500</u>円(調査品目の数が2以上である場合は、<u>100,500</u>円と調査品目の数から1を減じ</p>				<p>査品目の数から1を減じた数に1,000円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>(3) 医薬品製造区分(包装等) <u>53,900</u>円(調査品目の数が2以上である場合は、53,900円と調査品目の数から1を減じた数に500円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>(4) 医薬部外品製造区分(無菌) <u>126,600</u>円(調査品目の数が2以上である場合は、<u>126,600</u>円と調査品目の数から1を減じ</p>

改正前				改正後			
			<p>た数に2,000円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>(5) 医薬部外品製造区分(一般) <u>70,600円</u> (調査品目の数が2以上である場合は、<u>76,000円</u>と調査品目の数から1を減じた数に1,000円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>(6) 医薬部外品製造区分(包装等) <u>30,600円</u> (調査品目の数が2以上である場合は、<u>30,600円</u>と調査品目の数から1を減じた数に500円を</p>				<p>た数に2,000円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>(5) 医薬部外品製造区分(一般) <u>96,000円</u> (調査品目の数が2以上である場合は、<u>96,000円</u>と調査品目の数から1を減じた数に1,000円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>(6) 医薬部外品製造区分(包装等) <u>53,900円</u> (調査品目の数が2以上である場合は、<u>53,900円</u>と調査品目の数から1を減じた数に500円を</p>

改正前					改正後				
			乗じて得た額との合計額) (7) 医薬品又は医薬部外品の試験検査のみに係る調査 <u>30,600円</u> (調査品目の数が2以上である場合は、 <u>30,600円</u> と調査品目の数から1を減じた数に500円を乗じて得た額との合計額)				乗じて得た額との合計額) (7) 医薬品又は医薬部外品の試験検査のみに係る調査 <u>53,900円</u> (調査品目の数が2以上である場合は、 <u>53,900円</u> と調査品目の数から1を減じた数に500円を乗じて得た額との合計額)		
187の4 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項の規定による輸出用の医薬品又は医薬部外	輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査を	輸出用医薬品又は医薬部外品製造管理及び品質管理方法基準に係る調査申	(1) 医薬品製造区分(無菌) <u>47,200円</u> (2) 医薬品製造区分(一般) <u>32,500円</u> (3) 医薬品製造区分(包装等) <u>15,200円</u> (4) 医薬部外	調査申請のとき	187の4 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項の規定による輸出用の医薬品又は医薬部外	輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査を	輸出用医薬品又は医薬部外品製造管理及び品質管理方法基準に係る調査申	(1) 医薬品製造区分(無菌) <u>70,500円</u> (2) 医薬品製造区分(一般) <u>52,900円</u> (3) 医薬品製造区分(包装等) <u>23,900円</u> (4) 医薬部外	調査申請のとき

改正前					改正後				
品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査（製造しようとするときに受けるものに限る。以下この号において同じ。）	申請する者	請手数料	品製造区分（無菌） <u>47,200</u> 円 (5) 医薬部外品製造区分（一般） <u>32,500</u> 円 (6) 医薬部外品製造区分（包装等） <u>15,200</u> 円 (7) 医薬品又は医薬部外品の試験検査のみに係る調査 <u>15,200</u> 円		品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査（製造しようとするときに受けるものに限る。以下この号において同じ。）	申請する者	請手数料	品製造区分（無菌） <u>70,500</u> 円 (5) 医薬部外品製造区分（一般） <u>52,900</u> 円 (6) 医薬部外品製造区分（包装等） <u>23,900</u> 円 (7) 医薬品又は医薬部外品の試験検査のみに係る調査 <u>23,900</u> 円	
187の5 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項の規定による輸出用の医薬品又は医薬部外	輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査を	輸出用医薬品又は医薬部外品製造管理及び品質管理方法基準に係る定期調	(1) 医薬品製造区分（無菌） <u>100,500</u> 円（調査品目の数が2以上である場合は、 <u>100,500</u> 円と調査品目の数から1を減じた数に2,000円を乗じて得	調査申請のとき	187の5 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項の規定による輸出用の医薬品又は医薬部外	輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査を	輸出用医薬品又は医薬部外品製造管理及び品質管理方法基準に係る定期調	(1) 医薬品製造区分（無菌） <u>126,600</u> 円（調査品目の数が2以上である場合は、 <u>126,600</u> 円と調査品目の数から1を減じた数に2,000円を乗じて得	調査申請のとき

改正前				改正後			
品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査（5年ごとに受けるものに限る。以下この号において同じ。）	申請する者	査申請手数料	<p>た額との合計額)</p> <p>(2) 医薬品製造区分（一般） <u>70,600円</u>（調査品目の数が2以上である場合は、<u>70,600円</u>と調査品目の数から1を減じた数に1,000円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>(3) 医薬品製造区分（包装等） <u>30,600円</u>（調査品目の数が2以上である場合は、<u>30,600円</u>と調査品目の数から1を減じた数に500円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>(4) 医薬部外</p>	品の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査（5年ごとに受けるものに限る。以下この号において同じ。）	申請する者	査申請手数料	<p>た額との合計額)</p> <p>(2) 医薬品製造区分（一般） <u>96,000円</u>（調査品目の数が2以上である場合は、<u>96,000円</u>と調査品目の数から1を減じた数に1,000円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>(3) 医薬品製造区分（包装等） <u>53,900円</u>（調査品目の数が2以上である場合は、<u>53,900円</u>と調査品目の数から1を減じた数に500円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>(4) 医薬部外</p>

改正前				改正後			
			<p>品製造区分（無菌） <u>100,500円</u>（調査品目の数が2以上である場合は、<u>100,500円</u>と調査品目の数から1を減じた数に2,000円を乗じて得た額との合計額）</p> <p>(5) 医薬部外品製造区分（一般）<u>70,600円</u>（調査品目の数が2以上である場合は、<u>70,600円</u>と調査品目の数から1を減じた数に1,000円を乗じて得た額との合計額）</p> <p>(6) 医薬部外品製造区分（</p>				<p>品製造区分（無菌） <u>126,600円</u>（調査品目の数が2以上である場合は、<u>126,600円</u>と調査品目の数から1を減じた数に2,000円を乗じて得た額との合計額）</p> <p>(5) 医薬部外品製造区分（一般）<u>96,000円</u>（調査品目の数が2以上である場合は、<u>96,000円</u>と調査品目の数から1を減じた数に1,000円を乗じて得た額との合計額）</p> <p>(6) 医薬部外品製造区分（</p>

改正前				改正後			
			包装等) <u>30,600円</u> (調 査品目の数が 2以上である 場合は、 <u>30,600円</u> と調 査品目の数か ら1を減じた 数に500円を 乗じて得た額 との合計額) (7) 医薬品又 は医薬部外品 の試験検査の みに係る調査 <u>30,600円</u> (調 査品目の数 が2以上であ る場合は、 <u>30,600円</u> と調 査品目の数か ら1を減じた 数に500円を 乗じて得た額 との合計額)				包装等) <u>53,900円</u> (調 査品目の数が 2以上である 場合は、 <u>53,900円</u> と調 査品目の数か ら1を減じた 数に500円を 乗じて得た額 との合計額) (7) 医薬品又 は医薬部外品 の試験検査の みに係る調査 <u>53,900円</u> (調 査品目の数 が2以上であ る場合は、 <u>53,900円</u> と調 査品目の数か ら1を減じた 数に500円を 乗じて得た額 との合計額)
187の6～218 略				187の6～218 略			

改正前					改正後				
218の2 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）第9条第1項の規定に基づく第一種フロン類回収業者登録簿への登録の申請に対する審査	第一種フロン類回収業者登録簿への登録を申請する者	第一種フロン類回収業者登録簿登録申請手数料	5,000円	登録申請のとき	218の2 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第27条第1項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者登録簿への登録の申請に対する審査	第一種フロン類充填回収業者登録簿への登録を申請する者	第一種フロン類充填回収業者登録簿登録申請手数料	5,000円	登録申請のとき
218の3 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第12条第1項の規定に基づく第一種フロン類回収業者登録簿への登録	第一種フロン類回収業者登録簿への登録の更新を申請する者	第一種フロン類回収業者登録簿登録更新申請手数料	5,000円	更新申請のとき	218の3 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第1項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者登録簿への登録の更新の	第一種フロン類充填回収業者登録簿への登録の更新を申請する者	第一種フロン類充填回収業者登録簿登録更新申請手数料	5,000円	更新申請のとき

改正前					改正後				
の更新の申請 に対する審査					申請に対する 審査				
219～240の8 略					219～240の8 略				
					240の9 土壌 汚染対策法第 29条の規定に 基づく指定調 査機関の指定 の申請に対す る審査	指定調査 機関の指 定を申請 する者	指定調 査機関 指定申 請手数 料	30,900円	指定申 請のと き
					240の10 土壌 汚染対策法第 32条第1項の 規定に基づく 指定調査機関 の指定の更新 の申請に対す る審査	指定調査 機関の指 定の更新 を申請す る者	指定調 査機関 指定更 新申請 手数料	24,800円	更新申 請のと き
241～400 略					241～400 略				
401 宅地建物 取引業法第16 条第1項の規 定に基づく宅 地建物取引主 任者資格試験 の実施	宅地建物 取引主任 者資格試 験を受け ようとする 者	宅地建 物取引 主任者 資格試 験手数 料	7,000円	受験申 込みの とき	401 宅地建物 取引業法第16 条第1項の規 定に基づく宅 地建物取引士 資格試験の実 施	宅地建物 取引士資 格試験を 受けよう とする者	宅地建 物取引 士資格 試験手 数料	7,000円	受験申 込みの とき

改正前					改正後				
402 宅地建物取引業法第18条第1項の規定に基づく宅地建物取引主任者資格登録簿への登録	宅地建物取引主任者資格登録簿への登録を受けようとする者	宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料	37,000円	登録申請のとき	402 宅地建物取引業法第18条第1項の規定に基づく宅地建物取引士資格登録簿への登録	宅地建物取引士資格登録簿への登録を受けようとする者	宅地建物取引士資格登録簿登録手数料	37,000円	登録申請のとき
403 宅地建物取引業法第19条の2の規定に基づく登録の移転の申請に対する審査	登録の移転を申請する者	宅地建物取引主任者資格登録移転申請手数料	8,000円	移転申請のとき	403 宅地建物取引業法第19条の2の規定に基づく登録の移転の申請に対する審査	登録の移転を申請する者	宅地建物取引士資格登録移転申請手数料	8,000円	移転申請のとき
404 宅地建物取引業法第22条の2第1項又は第5項の規定に基づく取引主任者証の交付の申請に対する審査	取引主任者証の交付を申請する者	宅地建物取引主任者証交付申請手数料	4,500円	交付申請のとき	404 宅地建物取引業法第22条の2第1項又は第5項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付の申請に対する審査	宅地建物取引士証の交付を申請する者	宅地建物取引士証交付申請手数料	4,500円	交付申請のとき
405 宅地建物取引業法第22条の3第1項	取引主任者証の有効期間の	宅地建物取引主任者	4,500円	更新申請のとき	405 宅地建物取引業法第22条の3第1項	宅地建物取引士証の有効期	宅地建物取引士証有	4,500円	更新申請のとき

改正前					改正後				
の規定に基づく取引主任者証の有効期間の更新の申請に対する審査	更新を申請する者	証有効期間更新申請手数料			の規定に基づく宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請に対する審査	間の更新を申請する者	効期間更新申請手数料		
406～407の2の2 略					406～407の2の2 略				
407の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規	長期優良住宅建築等計画の認定を申請する者	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1	認定申請のとき	407の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規	長期優良住宅建築等計画の認定を申請する者	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1	認定申請のとき
					405の2 宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の15第1項の規定に基づく宅地建物取引士証の再交付の申請に対する審査	宅地建物取引士証の再交付を申請する者	宅地建物取引士証再交付申請手数料	4,500円	再交付申請のとき

改正前		改正後	
<p>定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）</p> <p>(1) 略</p>	<p>定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関から</u></p>

改正前					改正後				
									<p> <u>交付された同項に規定する住宅性能評価書により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に規定する基準の一部に適合するとみなされた計画（以下「住宅性能評価計画」という。）である場合</u> <u>次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 共同住宅の場合</u> <u>(ア) 床面積の合計が500平</u> </p>

改正前					改正後				
									<u>方メートル以内のもの</u> <u>67,000円</u> (イ) <u>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u> <u>106,000円</u> (ウ) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u> <u>198,000円</u> (エ) <u>床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u> <u>270,000円</u> (オ) <u>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u> <u>450,000円</u> (カ) <u>床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</u> <u>900,000円</u>

改正前					改正後				
									積の合計 が3,000 平方メー トルを超 え5,000 平方メー トル以内 のもの 335,000 円
									(オ) 床面 積の合計 が5,000 平方メー トルを超 え1万平 方メート ル以内の もの 506,000 円
									(カ) 床面 積の合計 が1万平 方メート ルを超え 2万平方

改正前					改正後				
									メートル 以内のも の 920,000 円 (キ) 床面 積の合計 が2万平 方メー トルを 超え 3万平 方メー トル 以内のも の 1,250,000 円 (ク) 床面 積の合計 が3万平 方メー トルを 超え るもの 1,515,000 円 イ 共同住宅 以外の場合 (ア) 床面

改正前					改正後				
			<p>(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～ケ 略</p>					<p>積の合計が200平方メートル以内のもの 20,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 31,000円</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ケ 略</p>	
407の4 長期優良住宅の普及の促進に関	長期優良住宅建築等計画の	長期優良住宅建築等	(1) 次に掲げる建築物の計画の変更に係	変更認定申請のとき	407の4 長期優良住宅の普及の促進に関	長期優良住宅建築等計画の	長期優良住宅建築等	(1) 次に掲げる建築物の計画の変更(変	変更認定申請のとき

改正前				改正後			
する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	変更の認定を申請する者	計画変更認定申請手数料	る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した	する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	変更の認定を申請する者	計画変更認定申請手数料	<u>更に係る長期優良住宅建築等計画が住宅性能評価計画である場合を除く。）</u> に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含

改正前				改正後			
			額) ア～ケ 略 (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に係る変更がある場合(変更に係る長期優良住宅建築等計画が事前審査適合計画である場合を除く。)(1)に定める額に次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応				まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額)の手数を加算した額) ア～ケ 略 (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に係る変更がある場合(変更に係る長期優良住宅建築等計画が事前審査適合計画又は住宅性能評価計画である場合を除く。)(1)に定める額に次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床

改正前				改正後			
			<p>じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>(3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号に係る変更がある場合（変更に係る長期優良住宅建築等計画が事前審査適合計画である場合を除く。）</p> <p>(1)に定める額に次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、</p>				<p>面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>ア～ケ 略</p> <p>(3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号に係る変更がある場合（変更に係る長期優良住宅建築等計画が事前審査適合計画又は住宅性能評価計画である場合を除く。） (1)に定める額に次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の</p>

改正前				改正後			
			それぞれ次に定める額を加算した額 ア～ケ 略				合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額 ア～ケ 略 <u>(4) 変更に係る長期優良住宅建築等計画が住宅性能評価計画である場合 次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請す</u>

改正前					改正後				
									<p>るときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）</p> <p>ア 共同住宅の場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの 55,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が500平</p>

改正前					改正後				
									方メートルを超え 1,000平方メートル以内のもの 88,000円 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 162,000円 (エ) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの

改正前					改正後				
									287,000 円
									(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの
									446,000 円
									(カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの
									812,000 円
									(キ) 床面積の合計が2万平

改正前					改正後				
									方メートルを超え 3万平方メートル以内のもの 1,106,000円 (ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの 1,335,000円 イ 共同住宅以外の場合 (ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 13,000円 (イ) 床面積の合計

改正前					改正後				
									<p>が200平方メートルを超えるもの 19,000円</p> <p>(5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号に係る変更がある場合（変更に係る長期優良住宅建築等計画が住宅性能評価計画である場合に限る。）</p> <p>(4)に定める額に次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に</p>

改正前					改正後				
									定める額を加 算した額 ア 共同住宅 の場合 (ア) 床面 積の合計 が500平 方メー ト ル以内の もの 12,000円 (イ) 床面 積の合計 が500平 方メー ト ルを超え 1,000平 方メー ト ル以内の もの 18,000円 (ウ) 床面 積の合計 が1,000 平方メー トルを超 え3,000

改正前					改正後				
									平方メー トル以内 のもの 36,000円 (エ) 床面 積の合計 が3,000 平方メー トルを超 え5,000 平方メー トル以内 のもの 48,000円 (オ) 床面 積の合計 が5,000 平方メー トルを超 え1万平 方メー トル以内の もの 60,000円 (カ) 床面 積の合計 が1万平

改正前					改正後				
									方メートルを超え 2万平方メートル以内のもの の 108,000 円 (キ) 床面積の合計が2万平方メートルを超え 3万平方メートル以内のもの の 144,000 円 (ク) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの の 180,000 円

改正前					改正後				
								イ 共同住宅 以外の場合 (ア) 床面 積の合計 が200平 方メー トル以 内の もの 7,000円	
407の5～452 略					407の5～452 略				
453 道路交通 法第89条の規 定に基づく大 型自動車免許 又は中型自動 車免許に係る 試験の実施	大型自動 車免許又は 中型自動 車免許 に係る試 験を受け ようとする 者	大型自 動車免 許又は 中型自 動車免 許試験 手数料	(1)・(2) 略 (3) 道路交 通法第97条の2 第1項の規定 の適用を受け ない場合 4,600円（公 安委員会が提 供する自動車	受験申 込みの とき	453 道路交 通法第89条の規 定に基づく大 型自動車免許 又は中型自動 車免許に係る 試験の実施	大型自動 車免許又は 中型自動 車免許 に係る試 験を受け ようとする 者	大型自 動車免 許又は 中型自 動車免 許試験 手数料	(1)・(2) 略 (3) 道路交 通法第97条の2 第1項の規定 の適用を受け ない場合 4,400円（公 安委員会が提 供する自動車	受験申 込みの とき

改正前					改正後				
			を使用して試験を受ける場合にあっては、 <u>7,700円</u>)				を使用して試験を受ける場合にあっては、 <u>7,400円</u>)		
454 道路交通法第89条の規定に基づく普通自動車免許に係る試験の実施	普通自動車免許に係る試験を受けようとする者	普通自動車免許試験手数料	(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,800円</u> (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u> (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 2,200円（公	受験申込みのとき	454 道路交通法第89条の規定に基づく普通自動車免許に係る試験の実施	普通自動車免許に係る試験を受けようとする者	普通自動車免許試験手数料	(1) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,750円</u> (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,850円</u> (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 2,200円（公	受験申込みのとき

改正前					改正後				
			安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>3,050円</u>)					安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>3,100円</u>)	
454の2 道路交通法第89条の規定に基づく特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下第467号までにおいて同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の実施	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験を受けようとする者	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許試験手数料	(1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>3,050円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>4,600円</u> ）	受験申込みのとき	454の2 道路交通法第89条の規定に基づく特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下第467号までにおいて同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の実施	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験を受けようとする者	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許試験手数料	(1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>2,950円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>4,500円</u> ）	受験申込みのとき

改正前					改正後				
455 道路交通法第89条の規定に基づく小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の実施	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験を受けようとする者	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許試験手数料	(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u> (2) 略	受験申込みのとき	455 道路交通法第89条の規定に基づく小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の実施	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験を受けようとする者	小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許試験手数料	(1) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 <u>1,850円</u> (2) 略	受験申込みのとき
455の2 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の実施	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験を受けようとする者	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許試験手数料	(1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>4,600円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあっては、 <u>7,650円</u> ）	受験申込みのとき	455の2 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の実施	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験を受けようとする者	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許試験手数料	(1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 <u>4,550円</u> （公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあっては、 <u>7,650円</u> ）	受験申込みのとき
456 道路交通法第89条の規定に基づく仮運転免許に係る試験の実施	仮運転免許に係る試験を受けようとする者	仮運転免許試験手数料	(1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定	受験申込みのとき	456 道路交通法第89条の規定に基づく仮運転免許に係る試験の実施	仮運転免許に係る試験を受けようとする者	仮運転免許試験手数料	(1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定	受験申込みのとき

改正前					改正後				
る試験の実施	する者		の適用を受けない場合 3,000円（公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>4,550円</u> ）		る試験の実施	する者		の適用を受けない場合 2,850円（公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>4,400円</u> ）	
456の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する技能の検査の実施	技能の検査を受けようとする者	大型自動車運転免許又は中型自動車運転免許技能検査手数料	3,850円（公安委員会が提供する自動車を使用して検査を受ける場合にあつては、 <u>6,950円</u> ）	検査申込みのとき	456の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する技能の検査の実施	技能の検査を受けようとする者	大型自動車運転免許又は中型自動車運転免許技能検査手数料	3,650円（公安委員会が提供する自動車を使用して検査を受ける場合にあつては、 <u>6,650円</u> ）	検査申込みのとき
456の3 道路交通法第89条第3項の規定に基づく普通自動車仮運転免許を受けて	技能の検査を受けようとする者	普通自動車運転免許技能検査手数料	4,050円（公安委員会が提供する自動車を使用して検査を受ける場合にあつては、 <u>4,900円</u> ）	検査申込みのとき	456の3 道路交通法第89条第3項の規定に基づく普通自動車仮運転免許を受けて	技能の検査を受けようとする者	普通自動車運転免許技能検査手数料	3,850円（公安委員会が提供する自動車を使用して検査を受ける場合にあつては、 <u>4,750円</u> ）	検査申込みのとき

改正前					改正後				
いる者に対する技能の検査の実施					いる者に対する技能の検査の実施				
457 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除の申請に対する審査	運転することができる自動車等の種類の限定の解除を申請する者	限定解除申請手数料	1,550円（公安委員会が提供する自動車を使用して審査を受ける場合にあつては、 <u>3,100円</u> ）	解除申請のとき	457 道路交通法第91条の規定に基づく運転することができる自動車等の種類の限定の解除の申請に対する審査	運転することができる自動車等の種類の限定の解除を申請する者	限定解除申請手数料	1,450円（公安委員会が提供する自動車を使用して審査を受ける場合にあつては、 <u>3,000円</u> ）	解除申請のとき
458・459 略					458・459 略				
460 道路交通法第94条第2項の規定に基づく第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再交付	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再交付を受けようとする者	第一種運転免許証又は第二種運転免許証再交付手数料	3,600円。ただし、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載した免許証の再交付は、一の免許証の再交付とする。	再交付申請のとき	460 道路交通法第94条第2項の規定に基づく第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再交付	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再交付を受けようとする者	第一種運転免許証又は第二種運転免許証再交付手数料	3,500円。ただし、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載した免許証の再交付は、一の免許証の再交付とする。	再交付申請のとき
461～461の3 略					461～461の3 略				
462 道路交通法第99条の2	技能検定員資格者	技能検定員資	<u>1,200円</u>	交付申請のと	462 道路交通法第99条の2	技能検定員資格者	技能検定員資	<u>1,100円</u>	交付申請のと

改正前					改正後				
第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付	証の交付を受けようとする者	格者証交付手数料		き	第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付	証の交付を受けようとする者	格者証交付手数料		き
462の2 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員の審査	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員の審査を受けようとする者	大型自動車免許又は中型自動車免許技能検定員審査手数料	23,500円。ただし、次に掲げる者にあつては、23,500円からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者((7)に掲げる者を除く。) <u>4,150円</u> (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者((7)に掲げる者を	審査申請のとき	462の2 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員の審査	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員の審査を受けようとする者	大型自動車免許又は中型自動車免許技能検定員審査手数料	23,450円。ただし、次に掲げる者にあつては、23,450円からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者((7)に掲げる者を除く。) <u>4,000円</u> (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者((7)に掲げる者を	審査申請のとき

改正前				改正後			
			<p>除く。)</p> <p><u>7,000円</u></p> <p>(3) 道路交通 法第108条の 28第4項に規 定する教則の 内容となっ ている事項の 審査を免除 される者 ((8) に掲げる者 を除く。) <u>2,100</u> 円</p> <p>(4) 自動車 教習所に関 する法令に ついての知 識の審査を 免除される 者 ((8)に掲 げる者を除 く。) <u>2,100</u> 円</p> <p>(5) 技能検 定の実施に 関する知識 の審査を免 除される者 <u>2,250</u> 円</p> <p>(6) 自動車の</p>				<p>除く。)</p> <p><u>6,700円</u></p> <p>(3) 道路交通 法第108条の 28第4項に規 定する教則の 内容となっ ている事項の 審査を免除 される者 ((8) に掲げる者 を除く。) <u>2,450</u> 円</p> <p>(4) 自動車 教習所に関 する法令に ついての知 識の審査を 免除される 者 ((8)に掲 げる者を除 く。) <u>2,450</u> 円</p> <p>(5) 技能検 定の実施に 関する知識 の審査を免 除される者 <u>2,000</u> 円</p> <p>(6) 自動車の</p>

改正前					改正後				
			<p>運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者 1,850円</p> <p>(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 14,100円</p> <p>(8) (3)及び(4)に規定する審査のいずれをも免除される者 4,550円</p>					<p>運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者 1,750円</p> <p>(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 13,500円</p> <p>(8) (3)及び(4)に規定する審査のいずれをも免除される者 5,450円</p>	
463 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく普通自動車免許に係る技能検定員の審査	普通自動車免許に係る技能検定員の審査を受けようとする者	普通自動車免許技能検定員審査手数料	<p>19,650円。ただし、次に掲げる者にあつては、19,650円からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査</p>	審査申請のとき	463 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく普通自動車免許に係る技能検定員の審査	普通自動車免許に係る技能検定員の審査を受けようとする者	普通自動車免許技能検定員審査手数料	<p>19,650円。ただし、次に掲げる者にあつては、19,650円からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査</p>	審査申請のとき

改正前				改正後			
			<p>を免除される者（(7)に掲げる者を除く。） <u>3,750円</u></p> <p>(2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（(7)に掲げる者を除く。） <u>6,400円</u></p> <p>(3) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>1,850円</u></p> <p>(4) 自動車教習所に関する法令について</p>				<p>を免除される者（(7)に掲げる者を除く。） <u>3,600円</u></p> <p>(2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（(7)に掲げる者を除く。） <u>6,100円</u></p> <p>(3) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>1,950円</u></p> <p>(4) 自動車教習所に関する法令について</p>

改正前				改正後			
			<p>の知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>1,850円</u></p> <p>(5) 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者 <u>2,000円</u></p> <p>(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者 <u>1,950円</u></p> <p>(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>11,050円</u></p> <p>(8) (3)及び(4)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>3,900円</u></p>				<p>の知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） <u>1,950円</u></p> <p>(5) 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者 <u>1,950円</u></p> <p>(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者 <u>2,100円</u></p> <p>(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>10,550円</u></p> <p>(8) (3)及び(4)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>4,250円</u></p>

改正前					改正後				
464 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく特定第一種運転免許に係る技能検定員の審査	特定第一種運転免許に係る技能検定員の審査を受けようとする者	特定第一種運転免許技能検定員審査手数料	14,500円。ただし、次に掲げる者にあつては、14,500円からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 略 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（(7)に掲げる者を除く。） <u>2,200円</u> (3) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除	審査申請のとき	464 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく特定第一種運転免許に係る技能検定員の審査	特定第一種運転免許に係る技能検定員の審査を受けようとする者	特定第一種運転免許技能検定員審査手数料	14,500円。ただし、次に掲げる者にあつては、14,500円からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 略 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者（(7)に掲げる者を除く。） <u>2,100円</u> (3) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除	審査申請のとき

改正前				改正後			
			<p>く。) <u>2,100</u> 円</p> <p>(4) 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者 ((8)に掲げる者を除く。) <u>2,100円</u></p> <p>(5) 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者 <u>2,250円</u></p> <p>(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者 <u>2,450円</u></p> <p>(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>4,550円</u></p> <p>(8) (3)及び(4)</p>				<p>く。) <u>1,950</u> 円</p> <p>(4) 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者 ((8)に掲げる者を除く。) <u>1,950円</u></p> <p>(5) 技能検定の実施に関する知識の審査を免除される者 <u>2,500円</u></p> <p>(6) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者 <u>2,550円</u></p> <p>(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>4,450円</u></p> <p>(8) (3)及び(4)</p>

改正前					改正後				
			に規定する審査のいずれをも免除される者 4,550円				に規定する審査のいずれをも免除される者 4,250円		
464の2 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員の審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員の審査を受けようとする者	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許技能検定員審査手数料	21,850円。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>21,850円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 ((5)に掲げる者を除く。) <u>4,450円</u> (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者 ((5)に掲げる者を	審査申請のとき	464の2 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員の審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員の審査を受けようとする者	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許技能検定員審査手数料	21,700円。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>21,700円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者 ((5)に掲げる者を除く。) <u>4,250円</u> (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能の審査を免除される者 ((5)に掲げる者を	審査申請のとき

改正前				改正後			
			<p>除く。)</p> <p><u>7,800円</u></p> <p>(3) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者 <u>3,150円</u></p> <p>(4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者</p>				<p>除く。)</p> <p><u>7,400円</u></p> <p>(3) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識の審査を免除される者 <u>3,700円</u></p> <p>(4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者</p>

改正前					改正後				
			2,700円 (5) (1)及び(2) に規定する審 査のいずれを も免除される 者 15,300円				2,550円 (5) (1)及び(2) に規定する審 査のいずれを も免除される 者 14,750円		
465 道路交 通法第99条の3 第4項の規定 に基づく教習 指導員資格者 証の交付	教習指導 員資格者 証の交付 を受けよ うとする 者	教習指 導員資 格者証 交付手 数料	1,200円	交付申 請のとき	465 道路交 通法第99条の3 第4項の規定 に基づく教習 指導員資格者 証の交付	教習指導 員資格者 証の交付 を受けよ うとする 者	教習指 導員資 格者証 交付手 数料	1,100円	交付申 請のとき
465の2 道路 交通法第99条 の3第4項第 1号イの規定 に基づく大型 自動車免許又 は中型自動車 免許に係る教 習指導員の審 査	大型自動 車免許又 は中型自 動車免許 に係る教 習指導員 の審査を 受けよう とする者	大型自 動車免 許又は 中型自 動車免 許教習 指導員 審査手 数料	15,000円。ただ し、次に掲げる 者にとっては、 15,000円からそ れぞれ次に定め る額を減じた金 額とする。 (1) 教習指導 員として必要 な自動車の運 転技能の審査 を免除される 者 ((7)に掲 げる者を除く。)	審査申 請のとき	465の2 道路 交通法第99条 の3第4項第 1号イの規定 に基づく大型 自動車免許又 は中型自動車 免許に係る教 習指導員の審 査	大型自動 車免許又 は中型自 動車免許 に係る教 習指導員 の審査を 受けよう とする者	大型自 動車免 許又は 中型自 動車免 許教習 指導員 審査手 数料	14,950円。ただ し、次に掲げる 者にとっては、 14,950円からそ れぞれ次に定め る額を減じた金 額とする。 (1) 教習指導 員として必要 な自動車の運 転技能の審査 を免除される 者 ((7)に掲 げる者を除く。)	審査申 請のとき

改正前				改正後			
			<p><u>4,150円</u></p> <p>(2) 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者((7)に掲げる者を除く。)</p> <p><u>1,450円</u></p> <p>(3) 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 <u>1,350円</u></p> <p>(4) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者((8)に掲げる者を除く。)</p> <p><u>1,450円</u></p> <p>(5) 自動車教</p>				<p><u>4,000円</u></p> <p>(2) 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者((7)に掲げる者を除く。)</p> <p><u>1,350円</u></p> <p>(3) 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 <u>1,250円</u></p> <p>(4) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者((8)に掲げる者を除く。)</p> <p><u>1,550円</u></p> <p>(5) 自動車教</p>

改正前					改正後					
			習所に関する 法令について の知識の審査 を免除される 者（(8)に掲 げる者を除く。） <u>1,450円</u> (6) 教習指導 員として必要 な教育につい ての知識の審 査を免除され る者 <u>1,350</u> <u>円</u> (7) (1)及び(2) に規定する審 査のいずれを も免除される 者 <u>8,600円</u> (8) (4)及び(5) に規定する審 査のいずれを も免除される 者 <u>3,000円</u>						習所に関する 法令について の知識の審査 を免除される 者（(8)に掲 げる者を除く。） <u>1,550円</u> (6) 教習指導 員として必要 な教育につい ての知識の審 査を免除され る者 <u>1,400</u> <u>円</u> (7) (1)及び(2) に規定する審 査のいずれを も免除される 者 <u>8,200円</u> (8) (4)及び(5) に規定する審 査のいずれを も免除される 者 <u>3,350円</u>	
466 道路交通 法第99条の3	普通自動 車免許に	普通自 動車免	11,800円。ただ し、次に掲げる	審査申 請のと	466 道路交通 法第99条の3	普通自動 車免許に	普通自 動車免	11,800円。ただ し、次に掲げる	審査申 請のと	

改正前					改正後				
第4項第1号イの規定に基づく普通自動車免許に係る教習指導員の審査	係る教習指導員の審査を受けようとする者	許教習指導員審査手数料	者にあつては、11,800円からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者((7)に掲げる者を除く。) <u>3,750円</u> (2) 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者((7)に掲げる者を除く。) <u>1,400円</u> (3) 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 <u>1,300円</u> (4) 道路交通法第108条の	き	第4項第1号イの規定に基づく普通自動車免許に係る教習指導員の審査	係る教習指導員の審査を受けようとする者	許教習指導員審査手数料	者にあつては、11,800円からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される者((7)に掲げる者を除く。) <u>3,600円</u> (2) 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者((7)に掲げる者を除く。) <u>1,250円</u> (3) 学科教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 <u>1,200円</u> (4) 道路交通法第108条の	き

改正前				改正後			
			<p>28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。）</p> <p><u>1,200円</u></p> <p>(5) 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。）</p> <p><u>1,200円</u></p> <p>(6) 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者 <u>1,150円</u></p> <p>(7) (1)及び(2)</p>				<p>28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。）</p> <p><u>1,350円</u></p> <p>(5) 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。）</p> <p><u>1,350円</u></p> <p>(6) 教習指導員として必要な教育についての知識の審査を免除される者 <u>1,300円</u></p> <p>(7) (1)及び(2)</p>

改正前					改正後				
			に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>6,100円</u> (8) (4)及び(5)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>2,500円</u>				に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>5,750円</u> (8) (4)及び(5)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>2,800円</u>		
467 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく特定第一種運転免許に係る教習指導員の審査	特定第一種運転免許に係る教習指導員の審査を受けようとする者	特定第一種運転免許教習指導員審査手数料	9,450円。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>9,450円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 略 (2) 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 ((7)に掲げる者を除く。) <u>1,500円</u> (3) 学科教習に必要な教習	審査申請のとき	467 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく特定第一種運転免許に係る教習指導員の審査	特定第一種運転免許に係る教習指導員の審査を受けようとする者	特定第一種運転免許教習指導員審査手数料	9,400円。ただし、次に掲げる者にあつては、 <u>9,400円</u> からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。 (1) 略 (2) 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 ((7)に掲げる者を除く。) <u>1,300円</u> (3) 学科教習に必要な教習	審査申請のとき

改正前				改正後			
			<p>の技能の審査を免除される者 1,150円</p> <p>(4) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） 1,250円</p> <p>(5) 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） 1,250円</p> <p>(6) 教習指導員として必要な教育につい</p>				<p>の技能の審査を免除される者 1,100円</p> <p>(4) 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） 1,300円</p> <p>(5) 自動車教習所に関する法令についての知識の審査を免除される者（(8)に掲げる者を除く。） 1,300円</p> <p>(6) 教習指導員として必要な教育につい</p>

改正前					改正後				
			<p>ての知識の審査を免除される者 <u>1,150円</u></p> <p>(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>3,850円</u></p> <p>(8) (4)及び(5)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>2,550円</u></p>					<p>ての知識の審査を免除される者 <u>1,200円</u></p> <p>(7) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>3,700円</u></p> <p>(8) (4)及び(5)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>2,700円</u></p>	
467の2 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員の審査	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員の審査を受けよ	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員の審査を受けよ	<p>12,850円。ただし、次に掲げる者にあつては、<u>12,850円</u>からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>(1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される</p>	審査申請のとき	467の2 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員の審査	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員の審査を受けよ	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員の審査を受けよ	<p>12,750円。ただし、次に掲げる者にあつては、<u>12,750円</u>からそれぞれ次に定める額を減じた金額とする。</p> <p>(1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能の審査を免除される</p>	審査申請のとき

改正前				改正後			
で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの	うとする者	導員審査手数料	者 ((4)に掲げる者を除く。) <u>4,450円</u> (2) 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 ((4)に掲げる者を除く。) <u>1,900円</u> (3) 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者 <u>2,700円</u>	で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの	うとする者	導員審査手数料	者 ((4)に掲げる者を除く。) <u>4,250円</u> (2) 技能教習に必要な教習の技能の審査を免除される者 ((4)に掲げる者を除く。) <u>2,050円</u> (3) 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識の審査を免除される者 <u>2,550円</u>

改正前					改正後				
			(4) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>9,400円</u>				(4) (1)及び(2)に規定する審査のいずれをも免除される者 <u>9,450円</u>		
468 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく普通自動車免許に係る再試験の実施	普通自動車免許に係る再試験を受けようとする者	普通自動車免許再試験手数料	1,950円（公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>2,800円</u> ）	受験申込みのとき	468 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく普通自動車免許に係る再試験の実施	普通自動車免許に係る再試験を受けようとする者	普通自動車免許再試験手数料	1,950円（公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>2,850円</u> ）	受験申込みのとき
469 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験の実施	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験を受けようとする者	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許再試験手数料	1,700円（公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>3,250円</u> ）	受験申込みのとき	469 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験の実施	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験を受けようとする者	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許再試験手数料	1,750円（公安委員会が提供する自動車を使用して試験を受ける場合にあつては、 <u>3,300円</u> ）	受験申込みのとき
470 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく原動機付自転車	原動機付自転車免許に係る再試験を受けようとする者	原動機付自転車免許再試験手数料	<u>1,000円</u>	受験申込みのとき	470 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく原動機付自転車	原動機付自転車免許に係る再試験を受けようとする者	原動機付自転車免許再試験手数料	<u>1,050円</u>	受験申込みのとき

改正前					改正後				
免許に係る再試験の実施	とする者				免許に係る再試験の実施	とする者			
471～472 略					471～472 略				
473 道路交通法第108条の2第1項第1号の規定に基づく安全運転管理者等に対する講習の実施	安全運転管理者等に対する講習を受講しようとする者	安全運転管理者等講習手数料	講習1時間につき700円	受講申込みのとき	473 道路交通法第108条の2第1項第1号の規定に基づく安全運転管理者等に対する講習の実施	安全運転管理者等に対する講習を受講しようとする者	安全運転管理者等講習手数料	講習1時間につき750円	受講申込みのとき
474 道路交通法第108条の2第1項第2号の規定に基づく免許の拒否、免許の取消し又は6月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者に対する講習の実施	免許の拒否、免許の取消し又は6月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者に対する講習を受講しようとする者	取消処分者講習手数料	講習1時間につき2,450円	受講申込みのとき	474 道路交通法第108条の2第1項第2号の規定に基づく取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習の実施	取消処分者等又は準取消処分者等に対する講習を受講しようとする者	取消処分者講習手数料	講習1時間につき2,350円	受講申込みのとき

改正前					改正後				
475 道路交通法第108条の2第1項第3号の規定に基づく免許の保留、免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者に対する講習の実施	免許の保留、免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者に対する講習を受講しようとする者	停止処分者講習手数料	講習1時間につき <u>2,200円</u>	受講申込みのとき	475 道路交通法第108条の2第1項第3号の規定に基づく免許の保留、免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者に対する講習の実施	免許の保留、免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者に対する講習を受講しようとする者	停止処分者講習手数料	講習1時間につき <u>2,100円</u>	受講申込みのとき
475の2 道路交通法第108条の2第1項第4号の規定に基づく大型自動車又は中型自動車の運転に関する講習の実施	大型自動車又は中型自動車の運転に関する講習を受講しようとする者	大型自動車又は中型自動車講習手数料	講習1時間につき <u>4,700円</u>	受講申込みのとき	475の2 道路交通法第108条の2第1項第4号の規定に基づく大型自動車又は中型自動車の運転に関する講習の実施	大型自動車又は中型自動車の運転に関する講習を受講しようとする者	大型自動車又は中型自動車講習手数料	講習1時間につき <u>4,650円</u>	受講申込みのとき
476 略					476 略				

改正前					改正後				
477 道路交通法第108条の2第1項第5号の規定に基づく大型自動二輪車の運転に関する講習の実施	大型自動二輪車の運転に関する講習を受講しようとする者	大型自動二輪車講習手数料	講習1時間につき4,150円	受講申込みのとき	477 道路交通法第108条の2第1項第5号の規定に基づく大型自動二輪車の運転に関する講習の実施	大型自動二輪車の運転に関する講習を受講しようとする者	大型自動二輪車講習手数料	講習1時間につき4,100円	受講申込みのとき
478 道路交通法第108条の2第1項第5号の規定に基づく普通自動二輪車の運転に関する講習の実施	普通自動二輪車の運転に関する講習を受講しようとする者	普通自動二輪車講習手数料	講習1時間につき4,050円	受講申込みのとき	478 道路交通法第108条の2第1項第5号の規定に基づく普通自動二輪車の運転に関する講習の実施	普通自動二輪車の運転に関する講習を受講しようとする者	普通自動二輪車講習手数料	講習1時間につき4,000円	受講申込みのとき
479 略					479 略				
480 道路交通法第108条の2第1項第7号の規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許又は普通自動車第	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る	旅客車講習手数料	講習1時間につき3,150円	受講申込みのとき	480 道路交通法第108条の2第1項第7号の規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る	旅客車講習手数料	講習1時間につき3,100円	受講申込みのとき

改正前					改正後				
二種免許に係る自動車の運転に関する講習の実施	自動車の運転に関する講習を受講しようとする者				二種免許に係る自動車の運転に関する講習の実施	自動車の運転に関する講習を受講しようとする者			
480の2 道路交通法第108条の2第1項第8号の規定に基づく応急救護処置に関する講習の実施	応急救護処置に関する講習を受講しようとする者	応急救護処置講習手数料	講習1時間につき1,250円	受講申込みのとき	480の2 道路交通法第108条の2第1項第8号の規定に基づく応急救護処置に関する講習の実施	応急救護処置に関する講習を受講しようとする者	応急救護処置講習手数料	講習1時間につき1,300円	受講申込みのとき
481 略					481 略				
482 道路交通法第108条の2第1項第10号の規定に基づく免許の種類ごとに行う当該免許自動車等の運転について必要な技能及び知識に関する講習	免許の種類ごとに行う当該免許自動車等の運転について必要な技能及び知識に関する講習を受講し	初心運転者講習手数料	次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ講習1時間につき次に定める金額 (1) 普通自動車免許に係る講習 2,100円 (2) 大型自動車二輪車免許に	受講申込みのとき	482 道路交通法第108条の2第1項第10号の規定に基づく免許の種類ごとに行う当該免許自動車等の運転について必要な技能及び知識に関する講習	免許の種類ごとに行う当該免許自動車等の運転について必要な技能及び知識に関する講習を受講し	初心運転者講習手数料	次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ講習1時間につき次に定める金額 (1) 普通自動車免許に係る講習 2,050円 (2) 大型自動車二輪車免許に	受講申込みのとき

改正前					改正後				
の実施	ようとする者		係る講習 2,750円 (3) 普通自動 二輪車免許に 係る講習 2,600円 (4) 原動機付 自転車免許に 係る講習 2,450円		の実施	ようとする者		係る講習 2,700円 (3) 普通自動 二輪車免許に 係る講習 2,550円 (4) 原動機付 自転車免許に 係る講習 2,400円	
483 道路交通 法第108条の 2第1項第11 号の規定に基 づく免許証の 更新を受けよ うとする者又 は特定失効者 に対する講習 の実施	免許証の 更新を受けよ うとする者又 は特定失 効者に対 する講習 を受講し ようとする者	更新時 講習手 数料	(1) 道路交 通法第92条の2 第1項の表の 備考1の2に 規定する優良 運転者に対す る講習 <u>600</u> 円 (2) 道路交 通法第92条の2 第1項の表の 備考1の3に 規定する一般 運転者に対す る講習 <u>950</u> 円	受講申 込みの とき	483 道路交 通法第108条の 2第1項第11 号の規定に基 づく免許証の 更新を受けよ うとする者、 特定失効者又 は特定取消処 分者に対する 講習の実施	免許証の 更新を受けよ うとする者、 特定失効者又 は特定取消処 分者に対 する講習 を受講し ようとする者	更新時 講習手 数料	(1) 道路交 通法第92条の2 第1項の表の 備考1の2に 規定する優良 運転者に対す る講習 <u>500</u> 円 (2) 道路交 通法第92条の2 第1項の表の 備考1の3に 規定する一般 運転者に対す る講習 <u>800</u> 円	受講申 込みの とき

改正前					改正後				
			(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習 1,500円（国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、950円）					(3) 道路交通法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習 1,350円（国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、800円）	
484 道路交通法第108条の2第1項第12号の規定に基づく年齢が70歳以上の者又は年齢が70歳以上の特定失効者に対する講習を受講しよう	年齢が70歳以上の者又は年齢が70歳以上の特定失効者に対する講習を受講しよう	高齢者講習手数料	(1) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 5,800円（当該講習が	受講申込みのとき	484 道路交通法第108条の2第1項第12号の規定に基づく年齢が70歳以上の者又は年齢が70歳以上の特定失効者若しくは	年齢が70歳以上の者又は年齢が70歳以上の特定失効者若しくは	高齢者講習手数料	(1) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 5,600円（当該講習が	受講申込みのとき

改正前					改正後				
講習の実施	とする者		<p>道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、<u>5,350円</u>)</p> <p>(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 <u>2,350円</u></p>		<p><u>特定取消処分者に対する講習の実施</u></p> <p>対する講習を受講しようとする者</p>		<p>道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、<u>5,200円</u>)</p> <p>(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 <u>2,250円</u></p>		
485 道路交通法第108条の2第1項第13号の規定に基づく軽微違反行為をし、当該行為が道路交通法施行令第37条の8第2項に規定	軽微違反行為をし、当該行為が道路交通法施行令第37条の8第2項に規定	違反者講習手数料	<u>13,350円</u> （当該講習が運転免許に係る講習に関する規則で定めるものである場合にあっては、 <u>9,200円</u> ）	受講申込みのとき	485 道路交通法第108条の2第1項第13号の規定に基づく軽微違反行為をし、当該行為が道路交通法施行令第37条の8第2項に規定	軽微違反行為をし、当該行為が道路交通法施行令第37条の8第2項に規定	違反者講習手数料	<u>13,200円</u> （当該講習が運転免許に係る講習に関する規則で定めるものである場合にあっては、 <u>9,050円</u> ）	受講申込みのとき

改正前					改正後				
第37条の8第2項に規定する基準に該当することとなった者に対する講習の実施	する基準に該当することとなった者に対する講習を受講しようとする者				第37条の8第2項に規定する基準に該当することとなった者に対する講習を受講しようとする者				
486 略					486 略				
487 道路交通法第108条の3第1項又は第108条の3の2の規定に基づく同法第108条の2第	道路交通法第108条の2第1項第10号又は同項第13号に掲げる	初心運転者講習又は違反者講習通知手数料	850円	受講申込みのとき	487 道路交通法第108条の3第1項又は第108条の3の2の規定に基づく同法第108条の2第	道路交通法第108条の2第1項第10号又は同項第13号に掲げる	初心運転者講習又は違反者講習通知手数料	900円	受講申込みのとき
					485の2 <u>道路</u>	<u>自転車</u> の <u>運転</u> による交通の危険を防止するための講習を受講しようとする者	<u>自転車</u> 運転者講習手数料	<u>講習1時間につき1,900円</u>	<u>受講申込みのとき</u>

改正前					改正後				
1 項第10号に掲げる講習を受けることができる旨又は同項第13号に掲げる講習を行う旨の書面の通知	講習を受講しようとする者				1 項第10号に掲げる講習を受けることができる旨又は同項第13号に掲げる講習を行う旨の書面の通知	講習を受講しようとする者			
487の2～494 略					487の2～494 略				
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 第474号の改正規定（「免許の拒否、免許の取消し又は6月を超える期間の自動車等の運転の禁止を受けた者」を「取消処分者等又は準取消処分者等」に改める部分に限る。）、第483号の改正規定（「又は特定失効者」を「、特定失効者又は特定取消処分者」に改める部分に限る。）及び第484号の改正規定（「特定失効者」の次に「若しくは特定取消処分者」を加える部分に限る。） 公布の日
- (2) 別表第1 第485号の次に1号を加える改正規定 平成27年6月1日